

知的財産の保護及び活用に関する連携協定

農林水産省輸出・国際局及び農林水産省北陸農政局（以下「甲」という。）、特許庁及び経済産業省中部経済産業局（以下「乙」という。）並びに石川県（以下「丙」という。）は、次のとおり知的財産の保護及び活用に関する連携協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 この協定は、産業の競争力の強化のためには、知的財産の保護及び活用が重要であることに鑑み、甲、乙及び丙が相互に協力し、石川県の地方公共団体等の職員や事業者に対する研修等を実施することにより、人材育成等を通じた知的財産の保護及び活用の強化を図り、もって地域経済の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について協力して取り組む。

- （1）甲、乙及び丙の施策等の効果的な活用に関する情報交換
- （2）石川県内で開発された植物新品種等の知的財産の適切な管理の推進
- （3）石川県内の地方公共団体等の職員に対する研修の実施
- （4）石川県内の事業者に対するセミナーの実施
- （5）石川県内の事業者への高度専門家派遣の実施
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は締結日から令和7年3月31日までとする。なお、有効期限の延長については、甲、乙及び丙が協議の上定めるものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、甲乙丙協議の上定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、協定書5通を作成し、署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月14日

農林水産省輸出・国際局長

水野 政義

農林水産省北陸農政局長

川合 規史

特許庁長官

濱 野 幸一

経済産業省中部経済産業局長

田中 耕太郎

石川県知事

辻 浩